

国際取引法学会中間報告会新興国法制部会（2025年9月7日）

第2報告

テーマ：海外取引審査におけるインシデント管理的手法の導入検討

報告者：杉江 武（元神鋼商事 現いすゞ自動車）

【概要】

我が国をはじめとして、主要国の企業は、武器、軍事転用可能な貨物、および技術が我が国を含む国際社会の平和を脅かす組織（国、テロリスト）の手に渡ることを防止するために、外為法等の法令に基づいて、輸出管理を行っている。輸出規制対象の製品および技術は、「リスト規制品」「キャッチオール規制品」の2区分であり、一定の要件に該当した場合には、経済産業大臣への届出が義務である。該非判定作業の瑕疵は、外為法等違反として処罰の対象になる。

一方、企業損失に結び付くリスク、特に企業損失に結び付くリスクに関しては、普段から、リスクを予知し、予防し、さらにリスクが顕在化し損失を被った場合、これに対処し現状復旧を行う必要がある（リスクマネジメント活動）。さらに、リスクの全面的な顕在化（危機発生）には至らないものの、危機発生につながりかねない、「リスク顕在化の兆候、軽微なミス（インシデント）」の管理をすることで、リスク顕在化の抑制につながるかもしれないとの考えもありうる。

該当品を輸出する可能性のある企業においては、輸出管理のために該非判定作業等を、社内体制を構築したうえでシステムチェックに行っているが、些細な管理ミスにより、無許可輸出を行ってしまう危険があるため、ミスの再発予防措置を講じることに余念がない。そのため的手法として、インシデント管理の発想を応用できるかを検討してみたい。